

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 三 年 三 月 三 十 一 日

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百十七号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の二十二第二項中「第七十一条の十五第九項」を「第七十一条の十五第八項」に改める。

第八十七条の三第六項中「前項の」を「前項第二号に定める様式による」に改め、同項ただし書を削る。

様式目次中

「 納税証明書交付請求書

第六十五号様式 その一 自動車税以外の税目用 第五十条第一項を

「 納税証明書交付請求書 その二 自動車税種別割用 」

第六十五号様式 その一 自動車税以外の税目用

第六十五号様式 その二 自動車税種別割用 第五十条第一項に改める。

第六十五号様式 その三 競争入札参加資格審査申請用

第三十六号様式表面中「㊦」を削る。 「

第六十五号様式その二の次に次の一様式を加える。

令和三年三月三十一日

目 次

規

則

○岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課） ページ 一

訓 令 甲

○岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

（同 ） 三

第65号様式その3 (用紙日本産業規格A4) (第50条関係)

納税証明書交付申請書
(競争入札参加資格審査申請用)都道府県税事務所長
市区町村長

あて

年 月 日

【代理人記入欄】

代理人の方のみ記入してください。

住所

氏名

生年月日

電話番号

納税者との関係

※代理人の方が請求される場合は委任状が必要な場合があります。

住所 (所在地)	
(フリガナ) 氏 名 又 は 法 人 名 及 び 代 表 者 氏 名	
生 年 月 日	
電 話 番 号	

※ 未納の税額がないことの証明については、他の証明書類にて対応させていただく場合がございますのでご了承ください。
※ 特に、郵送で請求される場合は、未納の税額がないことの証明の対応の可否、手数料の金額及び支払方法等について、請求前に担当部署にご確認ください。

下記のとおり、競争入札参加資格審査申請のため納税証明書の交付を申請します。

記

証 明 書 の 種 類	□納税証明(都道府県)	□納税証明(市区町村)	□未納の税額がない証明 (都道府県・市区町村)	□滞納処分を受けたことがない証明 (都道府県・市区町村)
証 明 を 受 け よ う と す る 税 目 (該当する税目 にレ印を記入 してください。)	☐ 法人道府県民税 ☐ 法人事業税及び 特別法人事業税 ☐ 個人事業税 ☐ 自動車税 ☐ (東京23区)固定資産税・ 都市計画税 ☐ その他()	☐ 個人市町村民税及び 個人道府県民税 ☐ 法人市町村民税 ☐ 固定資産税・都市計画税 ☐ 軽自動車税 ☐ 国民健康保険税 ☐ その他()		
証 明 を 受 け よ う と す る 地 方 税 等 の 年 度	自 年 月 日 年度分至 年 月 日 自 年 月 日 年度分至 年 月 日 自 年 月 日 年度分至 年 月 日	自 年 月 日 年度分至 年 月 日 自 年 月 日 年度分至 年 月 日 自 年 月 日 年度分至 年 月 日		
証 明 を 受 け よ う と す る 事 項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額	未納の税額がないこと	次の期間について、 滞納処分を受けた ことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日
証 明 書 の 申 請 枚 数	枚	枚	枚	枚

備考
(その他)

※担当部署記載欄

納税証明(都道府県)	税目数	年度	枚	円	合計	確認者	領収担当者印
納税証明(市区町村)	税目数	年度	枚	円	[内 現金 円]		
未納の税額がない証明			枚	円			
滞納処分を受けたことがない証明			枚	円	円		
□ 本人確認	本人確認書類 ☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券(パスポート) ☐ その他() ☐ 官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真付)()						確認者

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第三十六号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の第三十六号様式の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第八号

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 務 所
自動車税事務所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条の三第五項中「第七十一条の十五第九項」を「第七十一条の十五第八項」に改め、同条第六項中「の各号」を削る。

第三百三十四条第二項中「第百五号の二の三様式」を「第百五号の二の二様式」に改める。

別記第百五十二号様式その二表面中「」を削る。

別記第百九十三号様式を次のように改める。

第193号様式（用紙日本産業規格A4）（第88条関係）

法人県民税・事業税みなす申告調書

							起 案	年 月 日
							決 裁	年 月 日
所 在 地				課税番号／法人番号				
				申 告 書 提 出 期 限		年 月 日		
				延 滞 金 起 算 日		年 月 日		
法人名称				資本金額又は出資金額				
				資本金及び準備金合算額				
				資 本 金 等 の 額				

法人県民税・事業税のみなす申告処理について

下記の事業年度分の予定（中間）申告が不申告につき、地方税法第53条第1項及び第3項並びに第72条の26第5項の規定により、申告書の提出があつたものとみなし処理してよろしいか。

記

区 分			算定の基礎（前事業年度）		今回納付すべき額
事 業 年 度			年 月 日から 年 月 日まで	月数	年 月 日から 年 月 日まで
法 人 県民税	(使途秘匿金税額等 に係る法人税割額) 法 人 税 割 額		(円) 円		円
	均 等 割 額		円		円
	合 計		円		円
法 人 事業税	法第72条の2 第1項第1号又 は第2号に掲 げる事業	所 得 割 額	円		円
		付加価値割額	円		円
		資 本 割 額	円		円
		収 入 割 額	円		円
	法第72条の2 第1項第3号に 掲げる事業	所 得 割 額	円		円
		付加価値割額	円		円
		資 本 割 額	円		円
		収 入 割 額	円		円
合 計		円		円	
摘 要					

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第百九十七号様式を次のように改める。

第197号様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第91条、第92条関係)

						起案	年 月 日
						決裁	年 月 日

法人の 県民税 更正・決定 (加算金決定) 等決議書
事業税

所在地	
法人名	

処 理

この通知により 納付すべき税額等 (13) + (40) + (48)				通知納期限 年 月 日		この通知により 減少する税額等 (13) + (40) + (48)		円	
課税番号	事業年度	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署の処理		資本金及び準備金合算額		
	年 月 日 から	処理区分	通知納期限	決裁年月日			資本金等の額		
法人番号	年 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	年 月 日				
区 分				更正・決定		既納付確定額		増 減 額	
課税標準となる法人税額の総額				課税標準額		税率 (%)		税 定 額	
(1)									
本県分の課税標準となる法人税額				(2)					
道府県民税の特定寄附金税額控除額				(3)					
控除対象所得税額等相当の控除額				(4)					
外国の法人税等の額の控除額				(5)					
仮装経理に基づく控除額				(6)					
利子割額の控除額				(7)					
差引法人税割額 (2) - (3) - (4) - (5) - (6) - (7)				(8)					
租税条約の実施に係る控除額				(9)					
過大であった既還付請求利子割額				(10)					
納付すべき法人税割額 (8) - (9) - (10)				(11)					
均等割額				(12)					
計 (11) + (12)				(13)					

県民税	
分	
本	
計	

業 事	法第一号	所得又は清算所得の総額	(14)						
	第七号	所得	万円以下の金額	(15)					
		所	万円以下の金額	(16)					
		又	万円超（清算）の金額	(17)					
	第二号	計	(15) + (16) + (17)	(18)					
	第三号	軽減不適用の額	(19)						
	第四号	付加価値額の総額	(20)						
	第五号	付加価値額	(21)						
	第六号	資本金等の額の総額	(22)						
	第七号	資本金等の額	(23)						
業 事	第八号	収入金額の総額	(24)						
	第九号	収入金額	(25)						
	第十号	所得金額総額	(26)						
	第十一号	所得金額	(27)						
	第十二号	付加価値額の総額	(28)						
	第十三号	付加価値額	(29)						
	第十四号	資本金等の額の総額	(30)						
	第十五号	資本金等の額	(31)						
	第十六号	収入金額の総額	(32)						
	第十七号	収入金額	(33)						
税	計	(18) + (19) + (21) + (23) + (25) + (27) + (29) + (31) + (33)	(34)						
	改正法附則の控除額		(35)						
	事業税の特定寄附金税額控除額		(36)						
	仮装経理に基づく控除額		(37)						
	消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例		(38)						
	租税条約の実施に係る控除額		(39)						
	差引計	(34) - (35) - (36) - (37) - (38) - (39)	(40)						
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の繰越欠損金額等の当期控除額		(41)						
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の繰越欠損金額等の当期控除額		(42)						
	区 分	区 分	対 応 税 額	率 (%)	加 算 金 額	既 納 付 確 定 額	増 減 額	増 減 額	
過少申告加算金		(43)							
(加重対象分)		(44)							
不申告加算金		(45)							
(加重対象分)		(46)							
重加算金		(47)							
計(43) + (44) + (45) + (46) + (47)		(48)							
区 分		更 正 ・ 決 定 額	既 納 付 確 定 額	増 減 額	増 減 額				
利子割額									
利子割額の控除額									
控除しきれなかった額									
要に選付を請求した額									

過大であつた既選付請求利子割額						
分割基準		県民税		事業税		備考
		従業者数		1 (従業員数等)		
		本県分		2 (その他)		
		総数				
		売上高総数		軌道又は鉄道		

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第二百一号様式表面を次のように改める。

第201号様式 (用紙日本産業規格A4) (第93条関係)
(表面)

様

第 年 月 日 号

岐阜県 県税事務所長 印

法人の 県民税 更正・決定 (加算金決定) 等通知書
事業税

貴法人の県民税・事業税について、地方税法第55条、第72条の39、第72条の41、第72条の41の2、第72条の46及び第72条の47の規定により更正・決定及び加算金の決定をしましたので通知します。
なお、納付すべき金額及び「延滞金の計算方法」によって計算した延滞金額を合わせて通知納期限までに別添納付書によって指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関へ納付してください。

この通知により
納付すべき金額
(13) + (40) + (48)

円

通知納期限
年 月 日

課税番号	事業年度	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署の処理	資本金及び準備金合算額	
						資本金等の額	増減額
	年 月 日 から 年 月 日まで	処理区分	通知納期限	決裁年月日	年 月 日		
区 分		更正・決定		既納付確定額		増減額	
課税標準となる法人税額の総額		課税標準額	税率 (%)	決定額			
本県分の課税標準となる法人税額		(1)		額			
道府県民税の特定附加金税額控除額		(2)					
控除対象所得税額等相当の控除額		(3)					
外国の法人税等の額の控除額		(4)					
仮装整理に基づく控除額		(5)					
利子控除の控除額		(6)					
差引法人税額 (2) - (3) - (4) - (5) - (6) - (7)		(7)					
租税条約の実施に係る控除額		(8)					
過大であった既還付請求利子控除額		(9)					
納付すべき法人税額 (8) - (9) - (10)		(10)					
均等割額		(11)					
計		(12)					
		(11) + (12)	(13)				

業	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の所得又は清算所得の総額	(14)								
	所得	(15)								
	万円以下の金額	(16)								
	万円超(清算)の金額	(17)								
	各の金額	(18)								
	計	(15) + (16) + (17)								
	第一号に掲げる事業の所得	(19)								
	第二号に掲げる事業の所得	(20)								
	第三号に掲げる事業の所得	(21)								
	資本金等の額の総額	(22)								
	資本金等の額	(23)								
	収入金額の総額	(24)								
事業	収入金額	(25)								
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の所得金額の総額	(26)								
	所得金額	(27)								
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の所得金額の総額	(28)								
	付加価値額の総額	(29)								
	付加価値額	(30)								
	資本金等の額の総額	(31)								
	資本金等の額	(32)								
	収入金額の総額	(33)								
	収入金額	(34)								
	税	計	(18) + (19) + (21) + (23) + (25) + (27) + (29) + (31) + (33)	(34)						
		改正法附則の控除額	(35)							
事業税の特定寄附金税額控除額		(36)								
仮装経理に基づく控除額		(37)								
消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例		(38)								
租税条約の実施に係る控除額		(39)								
差引計		(34) - (35) - (36) - (37) - (38) - (39)	(40)							
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の繰越欠損金額等の当期控除額		(41)								
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の繰越欠損金額等の当期控除額		(42)								
区		分	対応税額	率 (%)	加 算 金 額	既 納 付 確 定 額	増 減 額			
過少申告加算金 (加重対象分)		(43)								
不申告加算金 (加重対象分)		(44)								
重加算金	(45)									
計(43) + (44) + (45) + (46) + (47)	(46)									
計(43) + (44) + (45) + (46) + (47)	(47)									
区	分									
利子割額										
利子割額の控除額										
控除しきれなかった額										
既に還付を請求した額										
過大であった既還付請求利子割額										

裏面をご覧ください。

附 則

- 1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、当分の間使用することができる。

令和三年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社